

日本貸金業協会 広報誌

vol.42

spring
2026

JFSA

Japan Financial Services Association



特集

警察との連携の広がり

～消費者啓発における新たな取り組み～04

巻頭言

広報誌刊行に寄せて03

日本貸金業協会 会長 倉中 伸

JFSA 協会活動

金融リテラシー向上コンソーシアムの活動10

協会独自の生活再建支援カウンセリング12

「貸金業界におけるカスタマーハラスメント
対応方針」を公表しました14

協会活動レポート(令和7年度)16



日本貸金業協会

貸金業界の自主規制機関



日本貸金業協会の“新”運営方針

ともに拓く安心と希望に満ちた未来を
～一人ひとりに寄り添う懸け橋に～

Mission (使命・存在意義)

私たちは貸金業の健全な発展と国民生活の安定に寄与し
日本経済の成長に貢献します

Vision (将来像・目指す姿)

- ✿ 利用者への価値提供
利用者に対する金融経済教育・啓発活動の充実と
相談対応の質的向上により安心して利用できる環境を整備します
- ✿ 貸金業者への価値提供
貸金業者の適正な業務運営を支援するとともに
対外的な情報発信を通じて貸金業の成長を促進します
- ✿ 組織価値の向上
ステークホルダーと共創し革新と挑戦を続け
新たな価値を提供することにより組織の存在意義を高めます

Value (わたしたちが共有すべき価値観)

- ✿ コンプライアンスと倫理
- ✿ 中立と公正
- ✿ 誠実と共感
- ✿ 先見と革新

Credo (日々心がけること)

私たちは、一丸となって次の行動を実践します

- ✿ 協会職員としての自信と誇りを持ち、迅速かつ丁寧に対応します
- ✿ 自己研鑽に努め、専門性を高めます
- ✿ 改善と協働を推進し、業務の効率化および高度化に取り組みます
- ✿ 多様な価値観に敬意を払い、風通しがよく働きやすい職場風土を築きます

(令和8年4月1日改定)

広報誌刊行に寄せて

日本貸金業協会 会長 倉中 伸



広報誌「JFSA」2026年春号をお届けします。ここでは、本号から3つの記事を紹介いたします。

ひとつめは、特集「警察との連携の広がり」です(4~9ページ)。

近年、スマートフォンやSNSの普及に伴って犯罪手口が一段と巧妙化・複雑化し、悪質な金融犯罪や特殊詐欺による被害が深刻さを増しています。こうした被害を未然に防ぐためには、取締りや相談対応に加え、生活者の行動変容につながる消費者啓発の充実が極めて重要です。本特集では、当協会と警察との連携領域がヤミ金融対策や多重債務対策のみならず、消費者啓発・金融教育の分野へと広がり、かつ連携内容も深化していることを整理して紹介しています。

なかでも、神奈川県警察、中央大学・有賀敦紀教授(心理学)、当協会の三者で企画し、昨年12月に実施した「ニセ警察詐欺」をテーマとする実証実験は、産学官がそれぞれの知見を持ち寄り、実効性ある啓発のあり方を探究した大変ユニークな取り組みです。

ふたつめは、「金融リテラシー向上コンソーシアムの活動」です(10~11ページ)。

若年層を狙う犯罪手口が巧妙化する中、できるだけ早期に金融リテラシーを養うことがトラブル防止につながります。本号では、コンソーシアムの金融経済教育セミナー(未来をまもるお金の授業)を2年連続でご利用いただいた、学校法人武田学園 専門学校ピーマックスの服部成志先生にインタビューを行いました。セミナーの受講に至った経緯や受講後の感想、学生の変化などについて、大変貴重なお話を伺いましたので、ぜひご覧いただけたらと思います。

最後は、当協会の新しい「運営方針」についてです(左のページ)。

従来の運営方針は改正貸金業法の完全施行時に策定されたもので、自主規制機関としての役割を果たす旨を内外に示したものでした。

当協会は来年創立20周年を迎えますが、この間協会員や関係者の皆さまのご尽力により、業界の健全化が大きく進みました。これを踏まえ、現在当協会は自主規制機関としての役割を堅持しつつも、業界の将来を見据えたより前向きな課題に取り組み始めていることから運営方針の見直しが必要になってまいりました。

見直しに際しては、協会の若手・中堅職員を主体とするプロジェクトチームが事務局となり、役職員全員の意見を聴取しました。いわば全員で作り上げた運営方針であり、私たちはこの運営方針を胸に引き続き役職員一丸となって活動してまいります。

警察との連携の広がり

～消費者啓発における新たな取り組み～

日本貸金業協会は設立以来、ヤミ金融や違法業者への対策、多重債務の発生抑止に向けた取り組み等に関して、全国の警察と連携して活動してきました。

近年、スマートフォンやSNSの普及に伴って犯罪手口が一段と巧妙化・複雑化し、悪質な金融犯罪や特殊詐欺による被害が深刻さを増しています。こうした状況を受けて、当協会は警察との連携を一層強化し、従来からの活動に加えて、消費者への啓発・周知活動において新たな取り組みを進めています。

本稿では、当協会が展開してきた警察との連携事例をご紹介します。また、警察庁からご寄稿いただいた「SNS型投資詐欺」の注意喚起も掲載しています。

従来からの活動

ヤミ金融対策、多重債務発生抑止

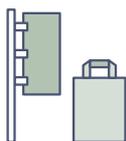
ヤミ金融等の情報を警察に提供



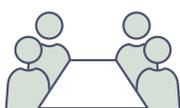
啓発リーフレットの制作



ヤミ金融被害防止合同キャンペーン



多重債務対策の会議体に出席



連携の広がり

消費者啓発における新たな取り組み

新たな犯罪手口の啓発動画を制作



特殊詐欺対策の実証実験に協力



若手警察官に対するセミナーの実施



消費者向けセミナーでの協働



✓ ヤミ金融対策、多重債務発生抑止の活動

ヤミ金融や違法業者への対策、多重債務の発生抑止のため、全国の警察と連携した取り組みを継続して進めています。

- 消費者からの相談で把握したヤミ金融等の情報を警察に提供
- 注意喚起・周知活動での連携
 - ・警察から依頼のあった事項の周知
 - ・啓発リーフレット等の制作
 - ・一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン等
- 全国で開催される多重債務対策の会議体に出席



▲「悪質な金融業者にご注意！」リーフレット
(編集協力：金融庁・警察庁)

✔ **新たな犯罪手口における啓発動画の制作・配信**

特殊詐欺をはじめとする新たな犯罪手口に対応するため、警察と連携して啓発動画を制作し、SNS広告の配信やホームページでの周知を行っています。

ニセ警察詐欺

神奈川県警察本部
大阪府警察本部



動画はこちら

マッチングアプリを悪用したぼったくり

警視庁



動画はこちら

闇バイト

北海道警察本部



動画はこちら

★警視庁 盛り場総合対策本部より

マッチングアプリ等で知り合った女性に案内された飲食店で、飲み放題とは別料金のお酒をたくさん注文され、会計時に高額請求される事案が多発しています。

女性はぼったくり店の従業員で、マッチングアプリを悪用してぼったくりのターゲットを探しています。

- 女性とのやりとりの中で、女性側が
- ・ラインの交換を求める
 - ・昼に会うのを避ける
 - ・待ち合わせ場所を決める
- こんな場合はご注意ください!

✔ **特殊詐欺対策の実証実験に協力**

本誌 6～7 ページをご参照ください。

神奈川県警察と中央大学による「ニセ警察詐欺」の実証実験に企画構想段階から参画し、実施を支援しました。



▲ 実験の様子

✔ **若手警察官に対するセミナーの実施**

本誌 8 ページをご参照ください。

全国の警察学校において、若手警察官に対する金融経済教育セミナーを開催しています。



セミナーの様子 (和歌山県警察学校) ▲

✔ **消費者向けセミナーでの協働**

当協会の出前講座や金融リテラシー向上コンソーシアム(事務局:当協会)主催の金融経済教育セミナーにおいて、警察と協働しています。金融犯罪に関して、警察の専門的な知見を講義していただくことで、より実践的で効果的な啓発活動を展開しています。

セミナーの資料 (茨城県警察) ▶



「警察官を装った模擬的特殊詐欺の実験」を支援

～特殊詐欺被害防止のため、神奈川県警察及び中央大学と連携～



当協会は、神奈川県警察と中央大学文学部・有賀敦紀教授(心理学)が共同で実施した「警察官を装った模擬的特殊詐欺の実験」に企画構想段階から参画し、実施を支援しました。

本実験は、警察を装って個人情報を聞き出す典型的な電話詐欺を再現し、特殊詐欺被害の実態と被害に至るまでの心理プロセスを捉えることで、被害防止に役立つ知見を得ることを目的に実施されました。

■ 経緯

警察庁によると、令和7年の特殊詐欺の認知件数は27,758件(前年比+31.9%)、被害額は約1,414.2億円(前年比+96.7%)と大幅に増加しています*。なかでも、ニセの警察手帳や逮捕状を提示して被害者を信用させ、金銭等をだまし取る「ニセ警察詐欺」の被害が多発しており、その影響は高齢者にとどまらず、若年層にも広がっています。こうした状況を踏まえ、当協会は神奈川県警察本部生活安全部と連携して「ニセ警察詐欺」に関する動画を制作し、SNS広告の配信やホームページでの周知を行っています。(本誌5ページ参照)。

※警察庁「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値)」
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260213/03.html>

また当協会は、令和6年から中央大学の有賀敦紀教授と連携し、行動や認知の仕組みを消費者啓発に活かした教材の開発やキャンペーンを実施してきました。

こうした中、特殊詐欺に関する啓発を一層効果的に推進するため、神奈川県警察と有賀教授、当協会の三者で「ニセ警察詐欺」をテーマとした実証実験を企画し、昨年12月に実験を行いました。

■ 実験概要

実験参加に同意した中央大学に在籍する大学生(148人、平均年齢19.9歳)を対象に、急増している「ニセ警察詐欺」の電話を再現して被害の実態などを調べました。神奈川県警察の警察官が掛け子役となり、警視庁の捜査官を名乗って大学生の携帯電話に架電。「あなたの口座が犯罪に使われている」などと言って個人情報(LINEのID)を聞き出せるかを試しました。

事前説明・同意取得

- 学生に対し、神奈川県警察から特殊詐欺について説明
 - 実験参加の同意取得
- ※実験内容・日時は未定と伝えた



▲ 実験の様子(神奈川県警察提供)

実験

神奈川県警察の警察官が掛け子役となり、警視庁の捜査官を名乗って大学生の携帯電話に架電



掛け子役

警視庁です。
あなたの口座が犯罪に使われてまして…



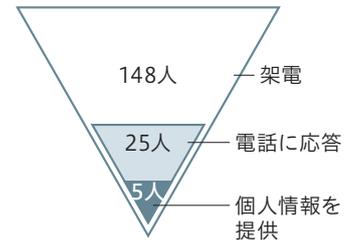
実験に同意した大学生

※1度目の架電で出なかった場合、2度目の架電を行った

■ 実験結果 (分析結果)

「携帯電話に出た学生の5人に1人が個人情報を伝えてしまう＝詐欺被害に遭う可能性」を示唆

- 警察官を装った掛け子役が148人の大学生の携帯電話に架電した結果、計25人が電話に出て、このうち最終的に5人が個人情報 (LINEのID) を提供する直前までに至った。
- 掛け子役が用いる専門用語や強気の態度が、受け手に「本物らしさ」を感じさせ、電話に対する疑念を弱めてしまう可能性が示された。
- 電話に出た人は、出なかった人よりも「携帯電話による特殊詐欺」について知らない割合が高かった。
- 電話中に怪しいと思っても、通話を継続する傾向が見られた。特に掛け子役が女性の場合には、電話を途中で切ることに心理的な抵抗を感じやすい傾向が見られた。



～詐欺に遭わないために (実験から得られた知見)～

- ✓ 電話に出た時点で誰もが詐欺被害者になり得る
→ 知らない電話番号からの着信に出ないことが一番の防犯といえる
- ✓ 「携帯電話を持つこと＝特殊詐欺との接点を持つこと」と再度認識すべき
→ 特に若者が携帯電話を購入する際に、効果的に伝達する必要がある

コメントをいただきました 神奈川県警察本部 生活安全総務課 犯罪抑止対策室

今回、日本貸金業協会様の御協力のもと、中央大学・有賀敦紀教授と「警察官を装った模擬的特殊詐欺の実験」を実施できたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。本実験では「私には関係ない」、「私は騙されない」と感じている若者ですら、5人に1人が被害に遭う可能性があるという結果に至り、県警察としても大変驚くべき結果であると感じております。県警察としては、今後、不審な電話がかかってきた際には、「電話に出ても、お金の話が出たら詐欺を疑う」という危機意識を醸成する被害防止対策を展開してまいります。

■ 実験の知見をまとめた動画を制作

当協会では、実験の知見をまとめた動画を制作し、SNS広告などで「ニセ警察詐欺」の注意喚起を行っています。



動画はこちら

「ニセ警察詐欺」注意喚起動画 ▶



本取組みについて 記者会見を行いました。

出席した記者からは、「このような実験は全国的にどれくらい行われているのか」「携帯電話を利用した特殊詐欺自体を知らない学生の割合は」などの質問が多数挙がりました。

◀ 2月16日 神奈川県警察本部での記者会見の様子

プレスリリースはこちら

日本貸金業協会 HP





若手警察官に対する金融経済教育セミナー

～これまでに5つの警察学校で開催し、住民啓発力の向上に貢献～

当協会が事務局を務める協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」では、警察庁のご理解も得ながら、全国の警察学校の学生に向けて金融経済教育セミナーを実施しています。

セミナーの内容は、生活設計・家計管理、ローン・クレジットの正しい知識、インターネットトラブルや悪質商法の事例などで、「学生本人が被害に遭わないのはもちろんのこと、将来の配属先において住民への啓発にも活かせる内容としてほしい」という学校側の要望を踏まえて講義内容を組み立てています。

令和7年1月に神奈川県警察学校で初めて実施し、これまでに5つの警察学校で開催しています。

📍警察学校での開催実績

※受講者数は職員など関係者を含む

実施校	開催月	受講者数
神奈川県警察学校	令和7年 1月	154名
	令和7年 4月	450名
	令和8年 2月	96名
北海道警察学校	令和7年 6月	150名
	令和7年12月	194名
和歌山県警察学校	令和8年 1月	31名
福島県警察学校	令和8年 1月	43名
青森県警察学校	令和8年 1月	62名



コメントをいただきました 神奈川県警察学校 教養担当課長(警部)

警察官にとって「堅実な生活態度」は国民の信頼を得るために必要な素養であります。今回、警察学校において、現場配置前の若手警察官に対して金融経済教育セミナーの機会をいただいたことにより、自らの生活設計だけでなく、今後、現場配置になってからも国民の皆様の相談に真摯に対応できるスキルを身につけることができ、大変有意義なものとなりました。

■今後の展望

これまでの実施校で得られた知見や受講者からの反応を踏まえ、プログラムのさらなる充実と質の向上を図るとともに、実施校の拡大に取り組んでいきます。

警察庁をはじめ関係各位のご理解とご協力を得ながら、警察官として将来の住民対応にも資する実践的な金融教育を推進してまいります。

📞お問い合わせ先 金融リテラシー向上コンソーシアム事務局(日本貸金業協会内)

電話: 03-5739-3016 URL: <https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

【金融リテラシー向上コンソーシアム】 ※本誌10～11ページで足元の活動を紹介しています。

金融教育活動を幅広く展開するため、日本貸金業協会と貸金業大手4社が協働して設立しました。令和8年2月末現在、銀行やクレジットカード会社、相談機関を含む15社が加盟しており、「お金でつまづかない教育」を掲げ、全国各地で金融経済教育セミナーを開催しています。



警察庁
National Police Agency

警察庁生活安全局生活安全企画課・
同刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

投資に「絶対」「確実」はない!!

SNS型
投資詐欺に
ご注意

特集

JFSA協会活動

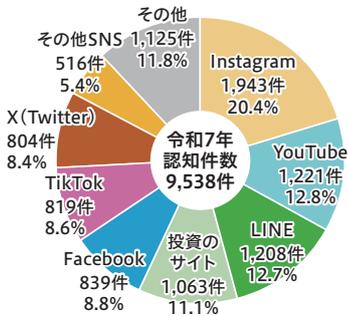
インフォメーション

SNS型投資詐欺被害が増加

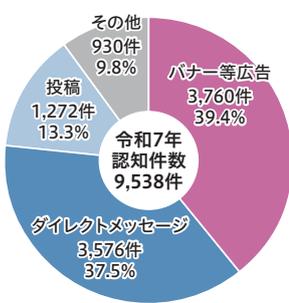
広告等で「確実に利益が出る」などどうたってSNSに誘導し、架空の投資を名目にお金をだまし取る詐欺（SNS型投資詐欺）が多発しています。

男性・女性ともに40～60代を中心に、幅広い年代に被害が及んでいます。

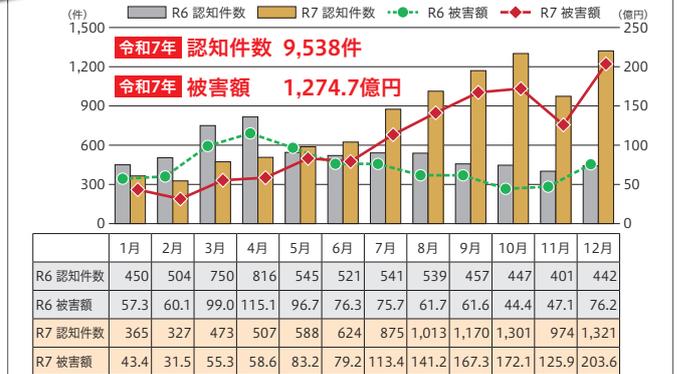
【当初接触ツール別認知件数】



【当初接触手段の内訳】



【認知状況の推移】



被害の入口（当初接触ツール）には、Instagram、YouTube、LINEなどが使われ、これらに掲載されたパナー等広告やダイレクトメッセージ機能が悪用されています。

犯人は「投資家」等を詐称することが多く、著名人になりました偽広告からSNSの投資グループに誘導する手口が多くみられます。

偽の投資用アプリで利益が上がっているように見せかけたり、当初は利益の私戻しに応じるなどして信用させ、さらなる投資(送金)を促されて多額の被害が生じたケースや、資金不足を理由に消費者金融での借入れを勧められ、被害が拡大するケースもあります。



▲偽広告からSNSの「投資グループ」に誘導される流れ

だまされないための対策

パナー等広告の内容に「必ずもうかる」「元本保証」などの表現がある場合は、詐欺の可能性があるので、どんなにうまい話でも当該パナー等広告の利用は控えてください。

SNSのダイレクトメッセージは、受け取るメッセージの相手や内容等を制限できる設定があるため、同機能を活用してください。

- 警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン 188
- 未公開株通報専用窓口(日本証券業協会) 0120-344-999

警察庁ウェブサイト



統計



SNS型投資詐欺



▲SNS用広告



金融リテラシー向上 コンソーシアムの活動

「金融リテラシー向上コンソーシアム」は設立以来、若年層の金融トラブルを未然に防ぐことを目的に、主に中学校・高校・専門学校など、社会に出る前の学生や新社会人を対象としたセミナー（出前授業）を開催しております。また、関係機関・団体との連携による金融詐欺被害の防止施策に取り組みながら、「お金でつまづかない人を一人でも増やす」をテーマに活動しています。

【金融リテラシー向上コンソーシアムの成り立ち】

令和5年6月、日本貸金業協会と貸金業大手4社が協働で設立した団体です（今年2月末現在、15社加盟）。金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止等により、消費者保護に寄与することを目的としています。

※ロゴマークの「FLIC」は、Financial Literacy Improvement Consortium の略称です。

金融経済教育セミナーのお申込み・お問い合わせ

講師派遣や資料提供等はすべて無料です

- 事務局（日本貸金業協会内） 電話 **03-5739-3016**
- 専用ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

金融リテラシー向上
コンソーシアム



受講者数累計2万人突破

金融リテラシー向上コンソーシアムは、中学生から社会人まで、幅広い層に向けて「お金でつまづかない教育」をコンセプトに金融経済教育セミナー（未来をまもるお金の授業）を展開しています。

このたび、累計受講者数が2万人を突破しました。多くの皆さまにご参加いただき、着実に活動の輪が広がっています。

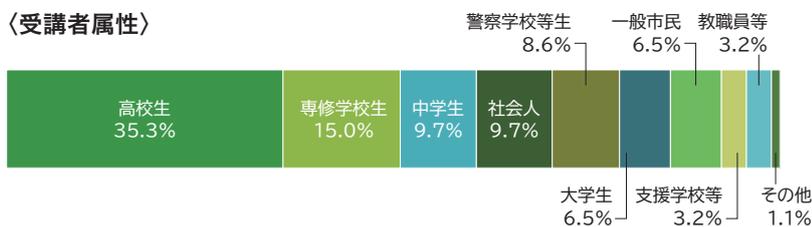
令和7年度には、11道府県の警察と協働セミナーを実施し、また、5つの警察学校でセミナーを開催するなど、警察との連携も強化しています。

※本誌8ページで警察学校でのセミナーを紹介しています。

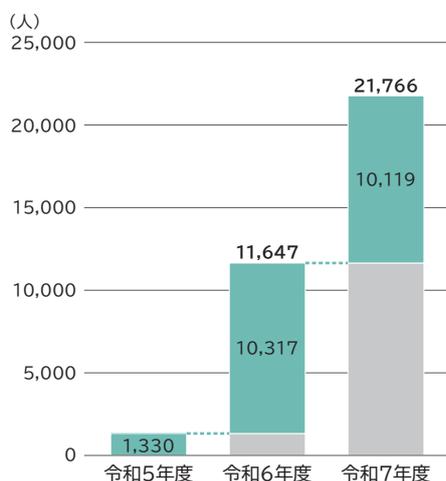
受講者は高校生が最も多く、次いで専修学校生、中学生、社会人と続いており、将来を担う若い世代への金融教育の重要性を改めて実感しています。

令和8年度も引き続き関係各所と連携しながら、若年層がお金に関するトラブルでつまづくことのないよう、より実践的で分かりやすいセミナーを届けてまいります。

〈受講者属性〉



〈年度別セミナー受講者数（累計）〉



※令和7年度は、令和8年2月末時点の実績



学校法人武田学園
専門学校ビーマックス (岡山県岡山市)



いま、教育現場に求められる金融リテラシー

金融リテラシー向上コンソーシアムの金融経済教育セミナー(未来をまもるお金の授業)を2年連続でご利用いただいている、学校法人武田学園 専門学校ビーマックスの服部成志先生(公務員学科 判断推理/体カトレーニング担当)にインタビューを行いました。

10代の終わりから20代へと進む学生たちは、夢を追いながらも将来への不安を抱える時期。そうした学生に寄り添い、必要な金融知識を届けたいという思いから、服部先生は金融経済教育の導入に積極的に取り組んでくれました。今回は、若い世代に金融リテラシーを伝える意義や講義を通じて見えてきた学生の変化について伺います。

[セミナー実施状況]

年度	実施日	講義内容	担当講師	受講者数
2024	① 12/11	ローン・クレジット、金融トラブル	コンソーシアム	120名
	② 12/13	生活設計・家計管理、資産形成	J-FLEC	
2025	① 12/5	生活設計・家計管理、ローン・クレジット	コンソーシアム	56名
	② 12/9	金融トラブル	コンソーシアム、岡山県警察本部	
	③ 12/16	資産形成	J-FLEC	

(※)J-FLEC…金融経済教育推進機構

■ 自分を守る知識を学ばせたい

Q 当コンソーシアムを知ったきっかけ、申込みしようと思った理由は何ですか？

ーダイレクトメールで案内があり、初めて存在を知りました。ちょうど次年度のカリキュラムを検討していて、金融教育を強化したいと考えていた時期でもあったため、専門家から正しい知識を学べる点に魅力を感じて依頼を決めました。

Q なぜ、金融教育を強化したいと思っていたのですか？

ー学生達が金融知識のないまま社会に出ることに不安があり、金融教育を充実させる必要性を強く意識していました。

Q コンソーシアムの金融教育は“金融トラブルの予防教育”に力点を置いています。その点はどう思いますか？

ー資産形成も大切ですが、学生にとってまずは金融トラブルに巻き込まれない知識が何より重要であると思います。コンソーシアムの自分を守る力を身に付けられる点に大きな価値を感じました。



◀未来をまもる
お金の授業
2025年12月5日の模様

学校法人武田学園 専門学校ビーマックスについて

「公務員学科」「エアライン学科」「プライダル・ホテル学科」の3学科を持ち、1978年の創業以来、約48年にわたり地域の人材育成に取り組んでいます。卒業生は、警察官・消防官・自衛官・市役所職員をはじめ、空港スタッフやウェディングプランナーなど、多様な分野で活躍しています。専門知識の習得に加え、日頃の授業と連動したグループワーク、地域交流、ボランティア活動などを通じて、社会で求められるヒューマンスキルを育むことを大切にしている学校です。



▲学校HP

服部先生、
ご協力ありがとうございました。



■ 実生活に直結するセミナー内容を評価

Q なぜ、2年連続で申込みしていただけたのでしょうか？

ー学校の意向を大切にしてくれるところが良かったからです。初年度にこちらの要望に丁寧に寄り添い、柔軟に対応していただいたことで信頼できると感じました。

Q セミナーに対する先生のご感想は？

ークレジットカードの注意点や詐欺対策など、日常に直結する内容が有益でした。グループワークやクイズ形式も取り入れられ、学生が集中して学べる工夫もしてもらえました。

Q 警察やJ-FLEC との協働開催をご提案いたしました、いかがでしたか？

ー一段取りをすべて整えてもらえて、安心してお任せできました。複数機関の連携によって学生にも良い緊張感が生まれ、学びの効果が高まったと感じました。

■ 学生の変化～保護者から感謝の声も～

Q セミナーを受講して、学生に変化はありましたか？

ー学生がセミナーの内容を家庭で保護者に話したところ、保護者から「そういうことまで教えてくれるのか。」と感謝の声があがったと聞きました。

Q ほかに何か印象的なエピソードはありましたか？

ー成人式でマルチ商法のような勧誘を受けた学生の話です。提示された数字の不自然さにすぐに気付いて、きちんと断ることができた。学んだ知識が実生活で生きた象徴的な出来事だと思います。

Q 服部先生から改めてメッセージをお願いします！

ー時代の変化が大きなきだからこそ専門家による情報のアップデートは必要不可欠と感じています。「知っている」からといって行動できるかは別物。授業を通して行動に移すことのできる実践的な知識を学ぶことができました。今後もこのご縁を大切にしていきます。ありがとうございました！



協会独自の生活再建支援カウンセリング

～生活再建への伴走～

貸金業相談・紛争解決センターでは、「債務整理はできたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動(ギャンブルや買い物癖)によって生じた金銭問題がある」などといったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。



協会HP
(生活再建支援
カウンセリング)



◆当協会のカウンセリングの特徴◆

行動改善に重点



生活そのものの
立て直しに
フォーカスしている

考え方のクセや 行動面へアプローチ



多重債務の背景にある
行動パターンに
焦点を当てている

ご家族も 支援対象



ご本人だけでなく
ご家族への
カウンセリングも実施
している(家族のみも可)

柔軟な相談体制 (相談無料)



全国を対象に
電話や対面による
カウンセリングを
実施している

問い合わせ Contact



日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

受付時間 9:00～17:00
(土・日・祝休日・年末年始を除く)



0570-051-051

または

**03-5739-3861 /
050-3494-7988**

カウンセリングの流れ



① 電話で相談
まずは相談ください。



② 状況の確認
カウンセラーがお話を伺います。



③ カウンセリングの開始
個別の状況に応じたサポートを開始します。

カウンセリングは、
1回につき約1時間を目安に行っています。



■ カウンセリング事例 ■ ～嘘をついて借金を繰り返してしまう息子と構いすぎる母～

並行面談
(親子) 編

相談者のプロフィール

- ・30代息子と同居の50代母。祖父母、両親、妻と子供2人の8人家族。
- ・息子が趣味の買い物とその支払いで借入を繰り返し、両親や妻に何度も肩代わりをしてもらってきた。
- ・母がインターネットで協会のカウンセリングを知り、息子と並行面談を希望。

実施内容



息子

- カウンセリング回数：全 17 回
- 終了までの期間：2 年

母



- カウンセリング回数：全 16 回
- 終了までの期間：1 年 10 ヶ月

学生時代から欲しいものがあると我慢できずに購入してしまい、支払いに困ると嘘をついて家族に何度も肩代わりしてもらった。
今回とうとう妻から離婚を示唆されたことをきっかけに、妻や両親へ迷惑をかけてきたことを反省し、今後、借金を繰り返さないためにカウンセリングを受ける決意をされた。
借金への後悔を語る中で、母からの過干渉から逃れるために嘘をつくクセがついていた過去が語られ、母への不満を出し切ると、妻へ嘘をつきたくない、自分自身に向き合うようになってきた。

カウンセリング開始

息子が何度も借金を繰り返し、その度に肩代わりしてきた。「借金をせずに立ち直らせるにはどう対応したら良いか？」と悩み、息子と一緒にカウンセリングを受けることを希望された。
今迄嘘ばかりつかれてきたので、息子を信用できず、怒ってばかりいたこと、また借金をしていないか不安で毎日のようにしつこく問い詰めてしまい、息子に逆切れされて関係が悪化していたことなどが語られ、自分の関わり方にも問題があったと思うようになってきた。

欲しいものができた際、嘘をついて購入するのではなく、必ず妻に相談するという対策を実行した。また、必要以上にお金を持たないようにし、小遣いは毎週定額を妻から受け取る方式に変更した。
欲しいものがある場合は妻と相談し、妻も家計簿を見せて「今月は難しいが来月なら買える」など夫婦で確認しながら、計画的な買い物ができるようになった。

取り組み期

自身の良くなかったと思われる行動や感情を整理し、改善するための対策を検討した。
まずは息子夫婦に過度に関わらないことを目標とし、お互いのストレスを軽減。また、小さな努力や行動に着目し、「頑張ったね」と褒める場を増やすことで、親子関係が徐々に改善した。
お嫁さんからも「お金のことを言えなかった夫が、相談するようになってきた」と報告があり、母自身の不安も次第に軽減していった。

夫婦で計画的に買い物をする習慣が定着。並行して行った母へのカウンセリングにより、母からの干渉も減少し、「こう言われると嫌な気持ちになるので、違う言い方をしてほしい」などと落ち着いて話ができるようになったため、卒業となった。

カウンセリング卒業に向けて

並行カウンセリングを続ける中で、息子夫婦との適切な距離感が確立され、夫婦間の問題には口を出さず見守る姿勢が身についたため、卒業となった。

※カウンセリングの頻度や期間(開始から終了まで)は、相談者一人ひとりの状況によって異なります。
※相談者のプライバシー保護の観点から、実際の事案の本質を損なわない範囲で編集しています。

相談者の感想



カウンセリングを通して自分を見つめ直すことができました。以前は「欲しいものがあれば我慢せずに買う」という状態でしたが、今は欲しいものがあればまず妻に正直に相談するようになりました。小遣いの使い方も変わり、週2千円でも余ることがあります。夫婦で家計の話ができるようになりました。



家族のことで相談に乗っていただき、色々な面で助けていただきました。本当にありがとうございます。今のところ息子本人もやる気になっているので、見守っていきたいと思います。サポートに感謝です。

「貸金業界におけるカスタマーハラスメント 対応方針」を公表しました

当協会は今年1月、「貸金業界におけるカスタマーハラスメント対応方針」を公表しました。あわせて、協会員（事業主）向けに具体的な対策等を取りまとめた「カスタマーハラスメント対策マニュアル（ひな形）」を策定しました。



本方針に対するご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

貸金業界におけるカスタマーハラスメント対応方針

（令和8年1月9日策定）



1. はじめに

貸金業者は、我が国の金融構造において、消費者及び事業者にも利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしています。

日本貸金業協会の協会員は、各社の基本理念のもと、お客さまのご要望に真摯に対応し、お客さま満足度の更なる向上に日々取り組んでいます。

一方で、貸金業界のみならず様々な業界でカスタマーハラスメントが社会問題化しており、協会員に対する悪質な言動、不当な要求などのカスタマーハラスメントに該当する行為が確認されています。これらの実情を踏まえ、当協会の従業員が安心して働くことができる環境を整備することで、より質の高い商品・サービスをお客さまに提供し、ご満足いただくため、当協会では「貸金業界におけるカスタマーハラスメント対応方針」を定めました。

2. カスタマーハラスメントの定義

日本貸金業協会では、カスタマーハラスメントを「顧客等からの言動のうち、(1) 要求内容の妥当性や、(2) 当該要求実現のための手段が社会通念上不相当な言動によって、従業員の就業環境が害されるもの」と定義します。

カスタマーハラスメントに該当する行為は、具体的には以下のような行為を指します。ただし、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

(1) 顧客の要求の内容が妥当性を欠く場合

- ① 提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ② 要求の内容が、提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合
- ③ 不当・過剰な要求（合理性のない金品・サービス・謝罪・従業員の処分の要求）

(2) 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

- ① 身体的・物理的な攻撃（暴行、傷害、器物破損）
- ② 精神的な攻撃（威嚇、恫喝、脅迫、中傷、侮辱、名誉棄損、差別的言動）
- ③ 性的な言動（卑わいな言動、個人的な質問、関係の強要、身体への接触）
- ④ 拘束的な行動（長時間の電話・面談、不退去）
- ⑤ 継続的な、執拗な言動（要求の過度な繰り返し、度重なる電話・メール）
- ⑥ プライバシーの侵害（無断の写真撮影・録画・録音、個人情報のSNS等への投稿）

3. 対応方針

(1) 協会員への対応

カスタマーハラスメント対応の基本的な姿勢を明確にするとともに、マニュアルを整備し、それらについて当協会員へ啓発・研修を行います。

また、当協会員に対しては、カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置し、安心して相談できる体制を整備すること、また、協会の従業員が被害にあった場合は、心身のケアに努めるとともに、再発防止に取り組むことを推奨します。

(2) 協会員によるお客さま対応

商品やサービスの品質、接客態度等へのご意見、苦情は、業務の改善や新たな商品・サービスの開発につながる貴重な機会であり、協会員は真摯に耳を傾け、迅速、丁寧、誠実に対応します。

一方で、カスタマーハラスメントが発生した場合は、協会の従業員を守るために従業員個人の問題としてではなく組織全体の問題として毅然とした対応を行います。この場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。さらに、必要に応じて、警察または弁護士等に相談の上、法的措置を含めた適切な措置を講じます。

（以上）

日本貸金業協会の統計資料・調査レポート

貸金業界の動向を調べたい方へ

【関連URL】 <https://www.j-fsa.or.jp/material/>

【担当部署】 業務企画部 調査課 (電話) 03-5739-3013



日本貸金業協会「月次統計資料」

「月次統計資料」として下記の資料を毎月公表しています。

【得られるデータ】

- 協会の状況 …… 協会員数と加入率の推移、協会員の増減推移、業態別等の協会員内訳の推移など
- 相談・苦情・紛争の状況 …… 貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数など
- 月次実態調査 …… 特定協会員の協力を得て、月末貸付残高、月間貸付金額、月間契約件数、月末保証残高等の各種営業計数の動向を月次で調査・分析した統計資料 ※全協会員の貸付残高の70%以上のカバレッジを確保

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査

毎年、資金需要者や貸金業者を対象としたアンケート調査を行っています。

- 「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」(資金需要者向け調査)
[最新版] 令和7年10月31日公表
- 「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」(貸金業者向け調査)
[最新版] 令和7年4月30日公表

新刊 貸付型クラウドファンディングの変遷と展望

近年、「貸付型クラウドファンディング(ソーシャルレンディング)」や「テーマ型の私募債」、「ファクタリング」といった多様な資金調達手段が注目されており、特に、デジタル化の進展にともないオンラインでの調達サービスが急速に増えています。

そうした中、個人投資家でも、非上場の企業やベンチャー企業などへの投資を可能とした「貸付型クラウドファンディング」が、市場規模を拡大しつつあります。

このレポートでは、日本における「貸付型クラウドファンディング」のこれまでの歴史の変遷を踏まえ、複数の事業者に対してヒアリング調査を行った結果などから、貸付型クラウドファンディング市場の課題と展望について考察しています。

【目次】

- 第1章 貸付型クラウドファンディングのこれまでの歩み
- 第2章 貸付型クラウドファンディング事業者へのヒアリング調査
- 第3章 貸付型クラウドファンディングの現状と今後の展望

◎ PDF版をダウンロードしていただけます。

<https://www.j-fsa.or.jp/doc/material/report/251226.pdf>



協会活動レポート（令和7年度）



令和7年度（2025年度）の活動の中から、広報担当がピックアップしてお届けします。

01 第18回定時総会



▲ 定時総会（東京都千代田区）

令和7年6月

第18回定時総会には代議員92名が出席し（委任状を含む）、令和7年度事業計画書（案）など上程された5つの議案がいずれも原案通り承認可決されました。

なお、第19回定時総会は令和8年6月に開催予定です。

02 協会員懇談会

● 全国大会 令和7年11月

協会員懇談会の全国大会は会場（東京都）とオンラインのハイブリッド方式で実施し、あわせて136者の協会員が出席しました。

● 個別会合 令和7年7月～令和8年3月

協会員の皆さまが気軽に語り合える“寄り合い”の場となるよう小規模での個別会合を企画し、令和7年度は全国20カ所で開催しました。



▲ 個別会合（那覇開催 / 沖縄県那覇市）

03 協会員向け研修会



▲ コンプライアンス研修会（東京都千代田区）

● コンプライアンス研修会 令和7年9～11月

「貸金業法をめぐる最新動向」をテーマとする研修会を、東京、大阪、名古屋、福岡の4会場で開催しました。

● テーマ別研修会 令和7年7月～令和8年2月

顧客対応の実務担当者に向け、「顧客対応品質向上講座」を那覇と仙台で開催しました。また、消費者問題に関する専門家団体から講師を招き、「カスタマーハラスメント対策に関する研修会」を東京と大阪で開催しました。

日本貸金業協会
ソーシャルメディア
アカウント



X (旧 Twitter)
日本貸金業協会
(@JFSA_official)



YouTube
【公式】JFSA チャンネル
(@jfsa6929)



特集

JFSA 協会活動

インフォメーション

04 中央大学で参加型の啓発キャンペーン

令和7年5~7月

中央大学文学部心理学専攻・有賀敦紀研究室の監修と東京都八王子市の後援のもと、金融トラブルの実例や金融の基礎知識を学べるクイズラリーを実施しました。

使用したクイズは、当協会の若年者向け啓発冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」をベースに作成され、家計管理から金融トラブルまで、金融に関する基礎知識を幅広く学んでいただきました。

クイズの書かれたポスターを掲示し、
二次元コードから回答(中央大学文学部棟) ▶



05 SNSを活用した啓発活動

令和8年1~2月

貸資金需要者等の利益の保護を目的とし、東京都産業労働局金融部貸金業対策課と共同で制作した教材を周知するため、15秒の啓発動画を5本制作し、SNS媒体などで広告配信しました。

また、令和元年度以降東京都と共同で制作した消費者啓発教材をまとめたWeb動画ギャラリーを公開しました。



▲金融トラブル事例動画ギャラリー



▲特殊詐欺啓発動画の一場面

06 情報・意見交換会



▲協会員との情報・意見交換会(協会本部)

● 協会員 (お客さま対応部署) 令和7年6月、令和8年2月

協会員のお客さま対応部署との間で、各社の苦情受付状況や不正申込への対応、生成AIの活用状況などについて情報・意見交換を行いました。

● 消費生活センター相談員 令和7年6月、令和8年2月

消費生活センター相談員との間で、貸金業をめぐる相談事例などについて情報・意見交換を行いました。

日本貸金業協会の支部組織

～全国に広がるネットワーク～

日本貸金業協会は、東京都に本部を置き、47都道府県に支部を配置している全国組織です。

各支部は、多様な関係者との協力・協働を通じて資金需要者等の利益の保護と貸金業の健全な発展に寄与しており、なかでも北海道・宮城県・東京都・愛知県・石川県・大阪府・広島県・香川県・熊本県・福岡県・沖縄県の11支部は、拠点支部として管轄エリアを統括しています。

支部の機能・役割

●行政協力事務

貸金業法の規定に基づき、財務局や都道府県と協定を締結し、貸金業に関する登録申請や届出、報告書の受付を行っています。

●協会員支援

協会員が適切な業務運営を行うための支援や情報提供を行っています。各地で開催する業務研修会や協会員懇談会（個別会合）も、管轄支部が本部所管部と共同で運営しています。

●地域連携

登録行政庁や消費生活センター等を定期的に訪問して情報提供・意見交換を行っています。また、貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等にも積極的に参画しています。

●相談・苦情対応

資金需要者等からの相談や苦情の対応を行っています。多重債務の再発防止を目的としたカウンセリングも行っています。
※本誌12～13ページもあわせてご覧ください。

●貸付自粛対応

資金需要者等の利益を保護するため貸付自粛制度の取扱い（自粛申告の受付）を行っています。

●消費者啓発・金融経済教育

関係機関・団体と連携し、多重債務防止の啓発活動や金融経済教育セミナーを実施しています。また、金融リテラシー向上コンソーシアムとしても各種取組みを行っています。

TOPICS 貸金業務担当者連絡会を開催

当協会の支部が主催し、財務局および地方各都道府県の貸金業務担当者との連絡会を開催しています。本連絡会は、貸金業を巡る最近の動向や監督実務上の課題について情報共有を行うとともに、関係機関相互の連携を深めることを目的としています。

これまで、東京、関東甲信越、近畿、北陸、中国の各地域で開催しており、今後も開催地域の拡大を進めてまいります。



▲ 拠点支部と管轄エリア

【支部業務に関するお問い合わせ】

支部業務部（電話 03-5739-3012）または各支部 ※支部の連絡先は本誌の裏表紙（最終ページ）をご参照ください。

金利規制について

〈主な関係法令：貸金業法、利息制限法、出資法〉

第2回

特集

JFSA協会活動

インフォメーション



貸金業法の基礎知識をわかりやすくお届けします。今回は「金利規制」についてです。

- ▶ 貸金業者は、利息制限法が定める上限金利（元本額に応じて年15～20%）を超えて貸付けを行うことはできません（貸金業法第12条の8）。
- ▶ 業として行う金銭の貸付けについて、年20%を超える金利で利息の契約をし、又はこれを受領・要求した場合には、出資法に違反し、刑事罰の対象となります。

法に基づく上限金利

貸金業者が設定できる金利には上限があります。利息制限法が定める上限金利を超える金利での契約は無効となり、行政処分の対象となります。

〈上限金利（年率）〉

- 元本10万円未満：20%
- 元本10万円以上100万円未満：18%
- 元本100万円以上：15%



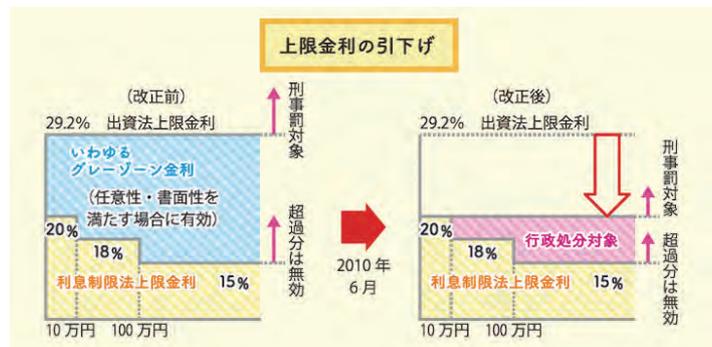
元本が大きくなるほど、上限金利は低く設定されています。

出資法との関係

かつては、利息制限法の上限と出資法の上限の間に差があり、いわゆる「グレーゾーン金利」が存在していました。

現在は法改正により整理され、上限は原則として年20%までに統一されています。

※出資法…出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律



みなし利息

貸金業法、利息制限法及び出資法では、「手数料」などの名目であっても、借入れに伴って支払うお金は原則として利息に含めて考え、上限金利規制を潜脱することを防止しています。

貸金業者は、利息や手数料などを含めた実質的な利息の合計が、利息制限法で認められている上限額を超える貸付契約を締結することはできません。

まとめ

- 貸金業法の金利規制は「借りすぎ・貸しすぎ」を防ぎ、利用者を守るための重要な仕組みです。
- 借入れの前に、金利（年率）や返済総額を必ず確認することが大切です。

株式会社日本信用情報機構からのお知らせ

JICC インフォメーション

● なりすまし情報を会員企業間で共有する取り組みを開始

JICCでは、2025年8月25日よりSMBCコンシューマーファイナンス株式会社、アコム株式会社、新生フィナンシャル株式会社、アイフル株式会社から情報を報告いただき、なりすましの疑いで新規申込みを拒絶した名義人の情報(以下、「なりすまし情報」という。)を会員企業間で共有する取り組みを開始しました。

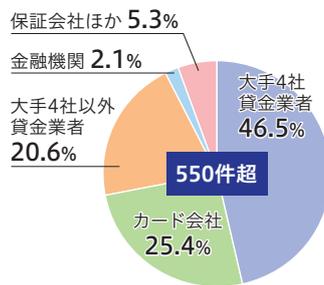
本取り組みは慎重な与信判断に寄与し、虚偽名義による犯罪抑止につなげることを目的としています。会員企業が従来どおりJICCへ情報照会した際、共有されたなりすまし情報と合致した場合には、その情報が回答されます。

8月の開始から12月末日までには約240件のなりすまし情報が登録されました。なりすまし情報はリアルタイムでJICCデータベースに登録されており、この間

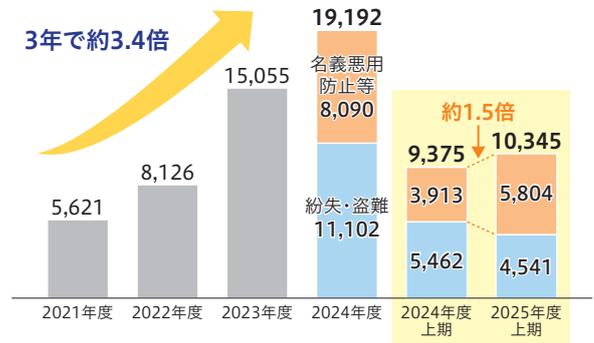
に照会を行った会員企業に延べ550件を超えるなりすまし情報が回答され、貸金業者、カード会社、金融機関、保証会社など幅広い業種で活用されています【右図①参照】。

なお、消費者が自身で登録する本人申告コメントにおいても、個人情報管理意識の高まりから名義悪用防止をはじめとした登録件数が年々増加しています【右図②参照】。

① 回答実績(2025年12月末時点)



② 本人申告コメントの登録件数



データでみる JICC

2025年度第3四半期までの実績をまとめました。

詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.jicc.co.jp/aboutus/credit-info/statistics>) をご参照ください。

■ 加盟会員の状況

	25年3月末	25年12月末	増減
総加盟会員数(社)	1,263	1,251	▲12
内 加入貸金業者数(社)	758	740	▲18

■ 照会の状況

	24年度4~12月	25年度4~12月	前年度同期比
総照会件数(万件)	12,228	12,798	104.6%
内 加入貸金業者からの照会数(万件)	9,873	10,361	104.9%

■ 登録の状況

	25年3月末	25年12月末	増減
[総登録情報]			
総登録件数(万件)	49,947	51,417	1,470
登録残高の合計額(億円)	3,067,687	3,201,362	133,675
[貸金業法対象情報]			
登録人数(万人)	1,699.4	1,717.5	18.1
登録件数(万件)	3,015.3	3,080.4	65.1
登録残高の合計額(億円)	88,366	91,773	3,407

■ 信用情報開示の状況

	24年度4~12月	25年度4~12月	前年度同期比
開示件数(件)	86,387	117,474	135.9%

■ 2025年度の新規加盟会員

4月	VRサポート(株)	茨城県農業信用基金協会	
	(株)バンカブル		
	(株)ゼロメディカル		
5月	静岡県農業信用基金協会		10月
	蒲郡信用金庫		
6月	G.I.F.T(株)		
7月	(株)Coco		法興(株)
8月	山梨中銀リース(株)		レスト・ソリューション(株)
	マーチャント・バンカーズ(株)		(株)アセス信用保証
9月	(株)Wisdom Holdings		11月
	(株)リバンク	ブレイブフィナンシャルグループ(株)	
	プラザ貸付管理保証(株)	ラクサス・テクノロジーズ(株)	
10月	レンティオ(株)	12月	
	グッドグループホールディングス(株)		みらいネットワーク(株)
			(有)マネックス
		宅建ブレインズ(株)	
		(株)日上資産管理	
		(株)クラス	



新規加入会員のご紹介

2025年9月～2026年2月

～日本全国に広がる協会の輪～



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会の証

2025年9月から2026年2月の6か月間に、
次の31業者が日本貸金業協会に加入しましたので
ご紹介いたします。

【注】掲載内容は、理事会加入承認時点のものです。
最新情報は、協会ホームページの協会会員情報をご覧ください。

協会会員情報



令和7年度第6回理事会 承認分 (令和7年9月17日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006396	東京都知事(3)第31751号	アライアンス株式会社	東京都
2	006397	東京都知事(1)第32036号	JCOMフィナンシャル株式会社	東京都
3	006398	東京都知事(1)第32037号	TX Automation Finance株式会社	東京都
4	006399	東京都知事(1)第32038号	有限会社マネックス	東京都
5	006400	大阪府知事(1)第13036号	株式会社ピージーエディション	大阪府

令和7年度第7回理事会 承認分 (令和7年10月15日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006401	東京都知事(10)第19256号	シミズ・ファイナンス株式会社	東京都
2	006402	東京都知事(1)第32039号	株式会社メディカル・プリンシプル社	東京都
3	006403	東京都知事(1)第32040号	みらいネットワーク株式会社	東京都
4	006404	埼玉県知事(浦10)第00949号	株式会社三井開発	埼玉県
5	006405	静岡県知事(8)第02222号	株式会社エム・オー・エー基金	静岡県
6	006406	熊本県知事(1)第02438号	地域ヘルスケアイノベーション1号投資事業有限責任組合	熊本県

令和7年度第8回理事会 承認分 (令和7年11月19日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006407	東京都知事(13)第09485号	株式会社ディーケーファイナンス	東京都
2	006408	東京都知事(1)第32043号	ストームハーバー証券株式会社	東京都
3	006409	東京都知事(1)第32044号	日本リバイバルスポンサーファンド六号投資事業有限責任組合	東京都
4	006410	福井県知事(1)第00659号	ふくいキャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合	福井県
5	006411	大阪府知事(1)第13037号	株式会社アイエイチケイ	大阪府
6	006412	大阪府知事(1)第13038号	法興株式会社	大阪府
7	006413	大阪府知事(1)第13039号	株式会社大阪No.1コーポレーション	大阪府

令和7年度第9回理事会 承認分 (令和7年12月17日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006414	東京都知事(1)第32046号	マッコーリーアセットファイナンスジャパン株式会社	東京都
2	006415	静岡県知事(1)第02414号	静銀リース株式会社	静岡県
3	006416	和歌山県知事(1)第01449号	紀陽ヘルスケアファンド1号投資事業有限責任組合	和歌山県

令和7年度第10回理事会 承認分 (令和8年1月21日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006417	千葉県知事(1)第03889号	DYNAMIC FRIENDS株式会社	千葉県
2	006418	愛知県知事(1)第04227号	野畑証券株式会社	愛知県
3	006419	大阪府知事(1)第13040号	フクチクリエイト株式会社	大阪府

令和7年度第11回理事会 承認分 (令和8年2月18日開催)

	協会会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006420	関東財務局長(1)第01532号	auペイメント株式会社	東京都
2	006421	東京都知事(1)第32049号	株式会社BGパートナーズ	東京都
3	006422	東京都知事(1)第32050号	株式会社青山メインランド	東京都
4	006423	東京都知事(1)第32051号	日本プライベート・デット株式会社	東京都
5	006424	東京都知事(1)第32052号	株式会社椰パートナーズ	東京都
6	006425	東京都知事(1)第32053号	XM Finance株式会社	東京都
7	006426	広島県知事(15)第00240号	株式会社フジサキ	広島県

貸金業に安心と信頼を。

～ 貸金業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会 ～

日本貸金業協会は、2007年12月、貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、事業目的を「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」(定款第4条)と規定しています。この目的に沿い設立以来、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けております。当協会は、健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまから安心してご利用いただける貸金市場を実現していくため、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいります。

日本貸金業協会の概要

▶ 名称

日本貸金業協会
(英文名：Japan Financial Services Association)

▶ 設立日

2007年12月19日

▶ 所在地

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル2F・3F

▶ 電話番号

03-5739-3011 (代表)

▶ 相談・紛争解決窓口

0570-051-051

▶ ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

▶ 国の指定及び認定等

- 指定試験機関
2009年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。
- 認定個人情報保護団体
2010年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。
- 指定紛争解決機関
2010年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。
- 登録講習機関
貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録を受けています。(初回登録日2010年9月30日、以降都度更新)

▶ 役員体制

※2025年7月1日現在

公益理事

- 副会長(自主規制会議議長)
家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授
-
- 垣内 秀介 東京大学大学院 法学政治学研究所 教授
- 田島 優子 弁護士
- 増田 悦子 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 顧問
- 宮野谷 篤 株式会社岩手銀行 取締役

会員理事

- 副会長(貸金戦略会議議長)
木下 盛好 アコム株式会社 代表取締役会長
-
- 副会長(総務委員会委員長)
飯盛 徹夫 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
-
- 青山 照久 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長
- 片岡 龍郎 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長
- 金子 良平 SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 取締役会長
- 角田 典彦 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長

常任理事

- 会長
倉中 伸
-
- 副会長
三浦 雅樹

会員監事

- 内田 隆司 新生商事株式会社 代表取締役
- 岡本 強 栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

- 長谷川 潤



日本貸金業協会ホームページのうち 一般向けウェブサイトをリニューアルしました

～利用者目線でサイト構成とデザインを見直し、使いやすくなりました～

債務問題でお悩みの方

貸金業相談・紛争解決センターサイト

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/>

▲スマートフォン閲覧時

金融知識を学びたい方

消費者啓発サイト

https://www.j-fsa.or.jp/personal/monetary_education/

▲スマートフォン閲覧時

スマートフォンでも、パソコンでも。ぜひご利用ください。

編集後記

◆ 本号の表紙には、やさしい青色が広がるネモフィラのイラストを選びました。新たな年度が始まるこの時期、身近な草花や旬の食材から、日ごとに春の訪れを感じています。やわらかな春の空気を感じながら、気持ちを新たに、前向きに新年度を歩んでいきたいですね。(南羽)

◆ 本号の2～3ページで紹介している協会の運営方針の見直しでは、プロジェクトチームの一員として活動に参加し、改めて自身の働き方や協会の将来像について深く向き合う貴重な機会となりました。心機一転、4月1日から改定されるこの方針とともに、私自身も成長していきたいと思えます。(阿部)

JFSA 第42号 2026年春号 発行日：2026年3月31日

JFSA 次号は2026年9月に刊行予定です

発行：日本貸金業協会
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
電話 03-5739-3011 (代表)

・本誌へのご意見や、送付先住所の変更などは
✉ kouhou@j-fsa.jp (広報課) までご連絡ください。

編集：日本貸金業協会 業務企画部 広報課
電話 03-5739-3013
メールアドレス kouhou@j-fsa.jp



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会員の証

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉(ゆずりは)」の花言葉「新生」をモチーフに図案化したものです。古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

日本貸金業協会

Japan Financial Services Association

日本貸金業協会

検索


<https://www.j-fsa.or.jp>

〒108-0074

東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル

支 部	電話番号	住 所
北海道支部	011-222-6033	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル 9F
宮城県支部	022-227-3844	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台YFビル 5F
岩手県支部	019-651-2767	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館 10F
福島県支部	024-573-5671	〒960-8035 福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング 4F
秋田県支部	018-863-1732	〒010-0951 秋田県秋田市山王6-1-13 山王プレスビル 5F
青森県支部	017-721-2530	〒030-0862 青森県青森市古川1-10-13 AQUA古川1丁目ビル 3F
山形県支部	023-674-9622	〒990-0033 山形県山形市諏訪町1-1-1 センチュリープレイス山形 8F
東京都支部	03-5739-3021	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル 2F
神奈川県支部	045-227-9518	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7番地 合人社横浜日本大通7 8F
埼玉県支部	048-824-0894	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 3F
千葉県支部	043-284-4100	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天1-2-8 四谷学院ビル 4F
山梨県支部	055-226-7820	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル 8F
栃木県支部	028-624-0604	〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 2F
茨城県支部	029-222-3558	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル203号室
群馬県支部	027-260-8582	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス 1F
新潟県支部	025-242-0377	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル8F 808号室
長野県支部	026-269-0360	〒380-0921 長野県長野市大字栗田2142 倉石ビル 2F
愛知県支部	052-265-5280	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 CBC ANNEX 栄 6F
静岡県支部	054-255-8484	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル 4F
三重県支部	059-226-9777	〒514-0006 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル 4F
岐阜県支部	058-253-2959	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町7-4 吉光ビル
石川県支部	076-231-1200	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル 9F
福井県支部	0776-21-5508	〒910-0006 福井県福井市中央1-6-17 中央タワーパーキングビル 3F
富山県支部	076-444-2324	〒930-0005 富山県富山市新桜町6-24 COI富山新桜町ビル 3F
大阪府支部	06-6260-0921	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング 3F
京都府支部	075-257-7490	〒604-8162 京都府京都市中京区丸太町通嵯峨上七軒音町637 インターワンプレイス丸太 4F
兵庫県支部	078-392-3781	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町3-7-6 神戸元町ユニオンビル 5F
奈良県支部	0742-23-9535	〒630-8215 奈良県奈良市東向中町6番地 奈良経済会館 4F
和歌山県支部	073-499-6651	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4-81-1 SOPHIA 和歌山イーストプラザI号館 2F
滋賀県支部	077-525-3860	〒520-0044 滋賀県大津市京町1-3-44 イイダビル 2F
広島県支部	082-546-0136	〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング 7F
山口県支部	083-973-6220	〒754-0011 山口県山口市小郡御幸町5-24-202 ワイズビル 2F
岡山県支部	086-803-0001	〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下2-2-2 第七小野ビル 4F
鳥取県支部	0857-26-2430	〒680-0831 鳥取県鳥取市栄町217
島根県支部	0852-24-2229	〒690-0002 島根県松江市大正町414 スズキビル 2F
香川県支部	087-833-0888	〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル 4F
愛媛県支部	089-946-4000	〒790-0001 愛媛県松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル 3F
徳島県支部	088-622-7833	〒770-0841 徳島県徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル 4F
高知県支部	088-824-1495	〒780-0870 高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル 6F
熊本県支部	096-322-3640	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7-32 熊本県蚕糸会館内
大分県支部	097-573-8080	〒870-0034 大分県大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル 7F
鹿児島県支部	099-298-9195	〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 4F
宮崎県支部	0985-35-6256	〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1-6-17 マリンビル 2F 2-C
福岡県支部	092-721-0117	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-25 第五博多成ビル 3F
佐賀県支部	0952-23-7375	〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施1-10-18
長崎県支部	095-824-5503	〒850-0841 長崎県長崎市銅座町14-9 ICNビル 7F
沖縄県支部	098-866-0555	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル 207号室

本 部	電話番号
総 務 部 (協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワードに関する事)・	03-5739-3011
(事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関する事)……………	03-5739-3011
支 部 業 務 部 (協会加入・退会、会費、支部運営に関する事)……………	03-5739-3012
業 務 企 画 部 (調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関する事)……………	03-5739-3013
金融リテラシー向上コンソーシアム推進室 (金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関する事)……………	03-5739-3016
教 育 研 修 部 (消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関する事)……………	03-5739-3018
会 員 業 務 部 (自主規制、業務に関する相談、eラーニング研修サービス)……………	03-5739-3014
(広告審査に関する事)……………	03-5739-3254
(利用協会員に対する特定情報等の提供に関する事)……………	03-5739-3017
規 律 審 査 部 (法令等違反の届出に関する事)……………	03-5739-3034
監 査 部 (協会員の監査に関する事)……………	03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター (消費者等からの相談・苦情・紛争解決に関する事)……………	03-5739-3861

資格試験に関するお問い合わせ窓口 …………… 03-5739-3867

主任者登録に関するお問い合わせ窓口 …………… 03-5739-3330

登録講習に関するお問い合わせ窓口 …………… 03-6450-3023

9時30分～12時 13時～17時30分
(土・日・祝日、年末年始を除く)

相談・苦情・紛争解決窓口 …………… 0570-051-051

中立公正な立場から解決を支援します。
受付時間 9時～17時(土・日・祝休日、年末年始を除く)